

徳島県告示第四百十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定の効力が失われた区域  
那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二の一部、三八の五、三八の六及び三八の八から三八の一〇まで
- 二 指定の効力が失われた日  
令和五年三月十七日